

『令和2年度税制改正大綱(4) 寡婦(夫)控除制度見直し』

今度の改正では、寡婦(夫)控除の制度で、これまで男性にしか適用されていなかった500万円の所得制限を女性にも適用するほか、女性より低かった男性の所得税の控除額を35万円に引き上げる。さらに未婚のひとり親も制度の対象に加えられ、男女の区別、婚姻歴の有無にかかわらず、年間所得500万円以下であれば、一律に所得税で35万円、住民税で30万円の所得控除が受けられることになる。事実婚のひとり親は、対象から外れることとなった。

一方、国外に居住する親族に係る扶養控除等は対象が絞られ、令和5年以後、30歳以上70歳未満の者が除外される。ただし、1) 留学により非居住者となった者、2) 障害者、3) その居住者から、生活費又は教育費に充てる支払を38万円以上受けている者、は対象者となる。



またその他では、雑所得の取扱いで次の規定が設けられた。前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が、1) 300万円以下の者は、いわゆる「現金主義」による所得計算の特例の対象となる2) 300万円超の者は、現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、住所地等に保管する3) 1000万円超の者は、当該業務に係る総収入金額と必要経費の内容を記載した書類を確定申告書に添付する

『労働力不足解消へ 労働生産性向上が大きな課題に』

少子高齢化に伴う労働力不足の懸念についてはかねてから指摘されているところだ。東京商工リサーチの調査でも、過去一年間に人手不足が原因で1000万円以上の負債を抱えて法的整理などにいたった企業数は426社(対前年比39社増)となり、調査を開始した2013年以降で最多となったことが明らかとなっている。

労働力不足が深刻化する中、各企業が真剣に取り組むべき課題の一つは労働生産性の向上ではないだろうか。業務フローを見直し、無駄な労力を省くことで省力化は可能となり、結果として人手の数に頼る経営からの脱却も可能となるはずだ。

日本生産性本部の資料でも日本の時間当たり労働生産性は46.8ドル(4,744円)で、OECD加盟の36か国中21位であることが指摘されている。これは主要先進7か国の中では最下位となっており、この状況は比較可能な1970年以降ずっと続いている。就業者1人当たりの労働生産性も36か国中21位だ。製造業だけで就業者1人当たり付加価値を見ると、36か国中14位となる。

いまだに労働力が豊富だった頃の経験から脱却できない企業も少なくない中、いかにして労働生産性を向上させるかは、企業にとっては大きな経営課題となっている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com